

せり取引等の音声録音に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市中央卸売市場第一市場のせり売及び入札の方法による売買取引（以下「せり取引等」という。）における公正の確保と透明性の向上を図るため、音声録音の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(録音)

第2条 せり人は、せり取引等を行うときは、音声データを保存する機能を有する音声録音機器（以下「録音機器」という。）を携帯し、取引の開始から終了まで録音するものとする。ただし、市長が録音する場合は、この限りでない。

2 せり人は、せり取引等を行うときは、品名、数量、単価、せり参加章等の番号を明瞭に発声し、録音機器に録音しなければならない。

3 卸売業者がせり人に携帯させる録音機器は、市長が貸与する。ただし、録音機器が不足する場合は、卸売業者が自らの負担で録音機器をせり人に携帯させなければならない。

4 卸売業者は、市長から貸与された録音機器を故障、破損又は紛失させたときは、自らの負担で修理又は弁償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰さない場合は、この限りでない。

(音声データの保存)

第3条 市長及び卸売業者は、せり取引等の音声データ（以下「取引音声データ」という。）を、取引のあった日から起算して7日間保存するものとする。

(照合検査)

第4条 市長は、取引音声データを用いて、販売原票との照合検査を行うことがある。

(その他)

第5条 せり取引等の音声録音の取扱いについて、この要領によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。